



東労基発0728第3号  
令和4年7月28日

建設関係事業者 殿

東京労働局労働基準部長

エレベーターの組立て及び解体・点検作業等における労働災害防止の徹底について（要請）

平素より労働安全衛生行政にご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、都内の建設工事現場において、本年3月に工事用エレベーターのガイドレール盛替え作業を行っていた作業員が搬器とともに墜落した災害、5月には既設のエレベーターの解体作業において取り外したワイヤロープが落下し作業員を直撃した災害が発生し、いずれも死亡に至っています。また、全国的にもエレベーター点検作業における死亡災害が発生しているところ です。

これらの災害事例における原因究明については現在調査中ではありますが、作業計画の不備、作業従事者における作業手順の未遵守や危険意識の低下などが挙げられます。

エレベーターの組立て及び解体・点検作業等においては、潜在的に墜落・転落や飛来・落下等多くのリスクが生じており、同作業の労働災害防止の徹底を図るためには、施工管理を行う元請事業者や作業従事者が所属する事業者による安全衛生管理の徹底が必要不可欠です。

つきましては、エレベーターの組立て及び解体・点検作業等における安全衛生管理の重要性をあらためて認識していただき、死亡災害をはじめとする労働災害の撲滅のため、貴社が施工する現場において、下記の事項を重点とした労働災害防止対策の強化を図っていただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

- 1 計画段階におけるリスクアセスメントの実施と同計画の周知徹底
- 2 墜落・転落及び飛来・落下災害防止対策の徹底
- 3 作業指揮者の選任及び作業に従事する者への安全教育の実施

注意喚起用リーフレットを作成いたしましたので、同リーフレットのチェックリストをご活用ください。